相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒東四条一六丁目八番、最後の住所札幌市南区石山九三三番地三　グリンハイム　被相続人　亡　白幡　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市田老字館が森一五七番地、最後の住所岩手県宮古市田老字館が森一五八番地一　被相続人　亡　山下　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区音羽一丁目一二番地、最後の住所埼玉県新座市道場二丁目三番四号　被相続人　亡　脇田　理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

埼玉県草加市住吉一―五―二四　住吉佐藤ビル三階　篠崎・金井法律事務所

相続財産管理人　金井　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山一八七七番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山一一番一〇号

被相続人　亡　堅木志げ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

埼玉県川越市新富町一丁目一八番地六　戸田本川越ビル三階

相続財産管理人　弁護士　松本　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都台東区浅草二丁目一一番一三号辰味苑方

被相続人　亡　高野菊子こと　高　鳳珍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城六丁目七七九番地、最後の住所東京都世田谷区成城六丁目二七番二号　被相続人　亡　鹿喰　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都新宿区新宿一丁目一五番九号さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋七丁目一五四七番地、最後の住所東京都板橋区大山西町二五番三号サンシティ青山一〇八　被相続人　亡　田中　増夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館五〇七号室高橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区新宿四丁目四一番地、最後の住所東京都葛飾区新宿四丁目一番一六号　被相続人　亡　三宅　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都世田谷区南烏山六―二九―二プラタナス・タカサゴ二〇一田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字宮之窪二八八二番地、最後の住所東京都練馬区田柄四丁目四番七号パークハイムC一〇五　被相続人　亡　大橋　仁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四Fクラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子（登録姓　坂田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区錦二丁目四三五番地、最後の住所東京都練馬区錦二丁目八番一七号　被相続人　亡　秋山千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号

相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

第96期決算公告

平成25年11月29日

新潟県新潟市西区小新3699番地1

株式会社菱電社

代表取締役　岡村　健吉

貸借対照表の要旨

（平成25年9月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,752
	固定資産	619
	合計	2,371
負債及び純資産の部	流動負債	1,443
	（うち賞与引当金）	(48)
	固定負債	71
	（うち役員退職慰労引当金他）	(57)
	負債の部合計	1,514
	株主資本	838
	資本金	80
	利益剰余金	758
	（利益準備金）	(17)
	（その他利益剰余金）	(741)
	（うち当期純利益）	(42)
	評価・換算差額等	19
	その他有価証券評価差額金	19
	純資産の部合計	857
	合計	2,371